第十七条	第八条第三項	第八条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第五条第一項	第五条第一項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十八条	一歳（法第五条第三項の申出に係る子にあっては一歳六か月、同条第四項の申出に係る子にあっては二歳）	一歳（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の規定による申出により育児休業をする場合にあっては一歳二か月、同条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による申出により育児休業をする場合にあっては一歳六か月、法第五条第四項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による申出により育児休業をする場合にあっては二歳）
第十九条	前条	前条（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十九条の二第一項	第九条の二第三項	第九条の二第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同条第四項	法第十九条の二第四項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第四号	第四号（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同項	法第九条の二第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第九条各号	第九条第一号から第四号、第五号（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六号（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十九条の二第二項	第五条第二項から第八項まで	第五条第二項、第三項、第四項（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五項（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六項、第七項（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第八項
	同条第四項第二号	第二十条第二項の規定により読み替えて適用される第五条第四項第二号